

ちょっとポイント！…安全証明書について

構造NEWSと構造問答は、お休みしますm(-_-)m

安全証明書の書式と、申請図書への添付の仕方について、ご案内します。

- ・平成27年の法改正で、様式が変更されています。法定の様式ですので、最新のものを使用しましょう！ ERIのホームページからも、ダウンロードできます。
- ・安全証明書と構造計算書の表紙の作成方法、申請図書への添付の仕方は、基本的に、次の通りです。

まず…朱印を押印、割印した本を、1セットのみ作成して、副本の構造計算書に添付します。次に…そのコピーを、正本に添付します。構造計算書の表紙の設計者印がコピーですので、そこに、朱印を追加で押印します。

ポイントはふたつ！

- ① 正本の安全証明書の写し、構造計算書の表紙の割印は、かならずコピー（黒）にしてください！
- ② 正本の構造計算書の表紙には、設計者の朱印を忘れずに！

みなさんご存じの内容かと思いますが、分からなくなったら、参考にしてくださいね！



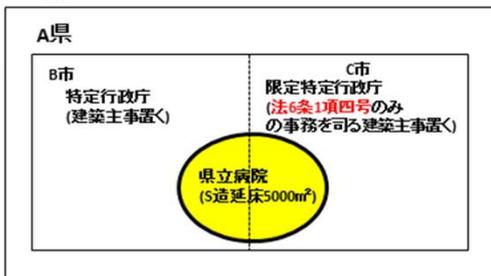
法令クイズ！ 真実か？ウソか？ ～計画通知(法18条)か確認申請(法6条)か～

<前号の答え>

不通俗増築によるルート3による計算方法は「法20条1項2号」ではなく、「法88条の7第1項」から適用される「令137条の2」による計算方法に該当するからだよ。だから安全証明書が必要となるんだ。

では次の問題！。下図の条件で建築主であるA県が県立病院を県内のB市とC市に跨って建築する計画なんだが、この場合の

手続きは、「計画通知(法18条)」となる!!
「〇真実か、×ウソか」



C市は四号特例である規模の小さい戸建住宅等のみの審査ができる建築主事しかいない。計画建物は法6条1項四号ではなく「三号」に該当する為、計画通知ではなく「確認申請(法6条)」となる、つまり答えは「×ウソ」だ!

建物はB市にも入っているんだから、限定されていないB市の建築主事が審査すればいいだけの話だよ!。答えは簡単で「計画通知(法18条)」、つまり答えは「〇真実」だ!

答えは「〇真実」だ!
B市の建築主事が審査可能であるからではなく、理由は「法第18条」の法文中にある。説明は次回に譲るから読者のみなさんも本文を目を通しておいでくれ

※ 特定行政庁: 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事という。(法4条)
※ 限定特定行政庁: 小規模建築物(四号建物に限る等の事務に制限を設けた建築主事を置く特定行政庁(法97条の2等))

画像は株式会社ワタナベエンターテインメントのLINEスタンプを引用。

編集後記



気候が暖かくなると忘れ物が多くなるそうです。理由について「急に寒い季節から暖かい季節になると頭がフリーズしやすい。脳は集中力がなくなり注意力が散漫になる」とのことです。忘れ物をして見つからなかったらショックですね。50円の消しゴムがなくなったら、例えば、50円以上の労力を要して必死に探しますが、見つからないことがあります。ショックです。そんなときは、散歩で気分転換をします。

